

設備投資をお考えの中小企業の事業主様へ 平成29年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは、業務改善のための設備投資を計画し、かつ事業場内で最も低い賃金の底上げを予定している中小企業を支援するために、設備投資費用の一部を国が補助するものです。 ※助成金は、一定の要件を満たせば受給可能です。



助成金を受給するための支給要件を教えてください

事業主



助成金の主な支給要件は以下の通りです

コーディネーター

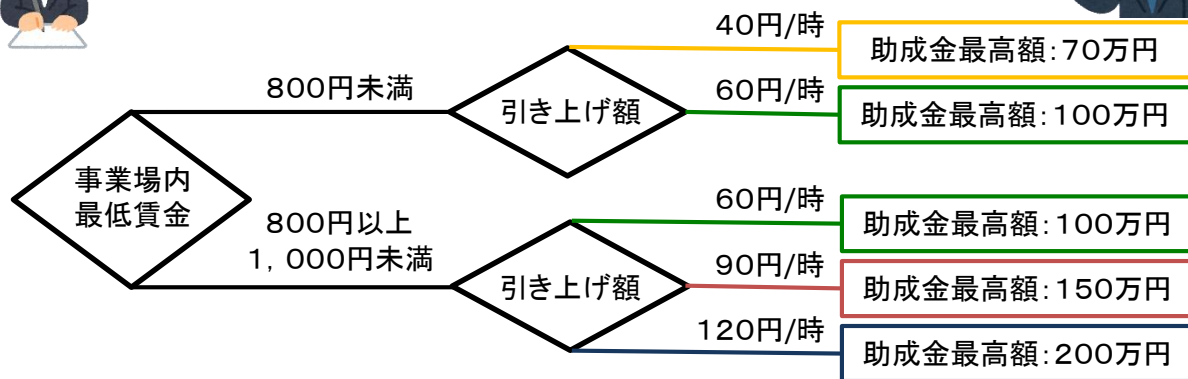
【主な支給要件】

- 労働保険料、消費税、法人税等を納付済みである
- 事業場内のパート・アルバイトを含めた従業員で最も低い時間給が1,000円未満である
- 事業場内の最も低い時間給に応じた賃金引上げが可能である
- 業務改善のため10万円以上の設備投資を考えている



引き上げ額と助成金の関係について教えてください

業務改善助成金の引き上げ額、事業場内最低賃金の関係は下記の通りです



※助成金対象設備は、事業所の業種、規模等によって異なります。



もっと詳細に説明して！

詳細については、コーディネーターがご説明いたします
まずは、電話でお問い合わせください



群馬県最低賃金総合相談支援センター

高崎市上大類町745-10

0120-028-242

F A X 027-352-9968

助成金受領後、要件を満たさなくなったり、不正等が発覚した場合、助成金を返済する場合があります。上記支給要件の他、さらに詳細な要件があります。

上記【主な支給要件】を満たした事業主様、まずはご一報ください。